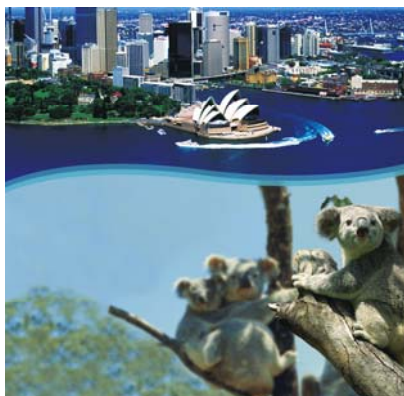


UBSオーストラリア債券オープン(毎月分配型)

追加型投信/海外/債券 (累積投資適用)



第93期決算のお知らせ

当ファンドは、2011年7月19日に第93期決算を迎えました。当期につきましては、下記の通り収益分配金をお支払いすることに決定しましたので、お知らせいたします。

■第93期: 2011年6月18日 ~ 2011年7月19日

第93期分配金 (1万口当たり、課税前)	設定来分配金 累計	第93期末基準価額 (分配金落ち後)
80円	5,500円	9,297円

上記の分配金は過去の実績であり、将来の分配金を示唆、保証するものではありません。分配金は分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合があります。詳しくは投資信託説明書(交付目録見書)をご覧ください。

■当期の市場動向

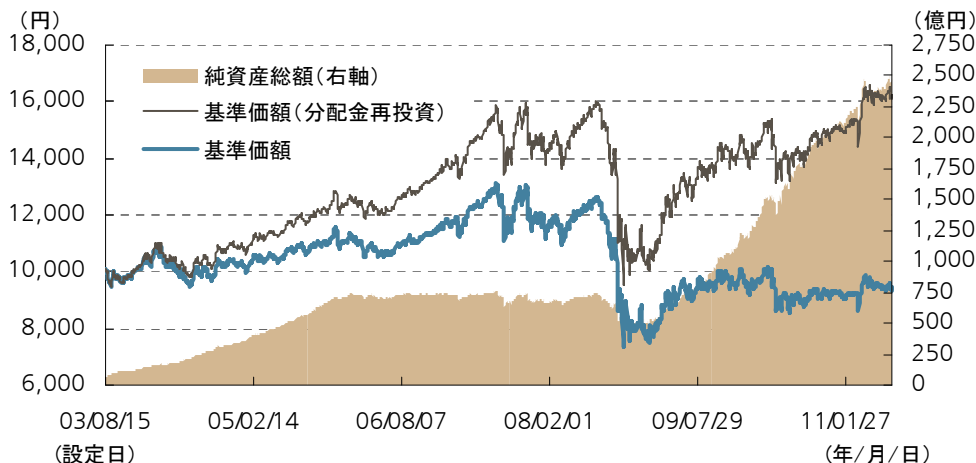
[オーストラリア債券市況]

今期の豪州債券市場の利回りは、前期比で低下しました。期初、ギリシャの債務問題や中国の景気減速に対する懸念が高まったことから、豪州債券の利回りは低下しました。その後、ギリシャにおいて中期財政再建計画の関連法案が議会承認され、欧州連合(EU)などからの追加支援が得られる可能性が高まったとの見方が強まり、豪州債券の利回りは上昇しました。期の後半に入り、5日、豪州準備銀行(RBA)の金融政策会合で政策金利が据え置かれ、会合の声明文中でRBAが豪州の今年の経済成長についての見方を弱めたことから、市場の利上げ観測が後退し、豪州債券の利回りは再び低下しました。期の終盤にかけては、欧州の信用不安問題に対する懸念が市場で再び高まり、豪州債券の利回りはいっそう低下しました。結果、豪州債券の利回りは、前期末の水準を下回って期を終えました。

[為替(豪ドル/円)市況]

今期の豪ドル/円の為替相場は、前期比で下落しました。期初、ギリシャの債務問題や中国の景気減速に対する懸念が高まったことから、市場のリスク選好が低下し、豪ドルは対円で下落しました。その後、ギリシャにおいて中期財政再建計画の関連法案が議会承認され、豪ドルは対円で上昇しました。期の後半以降は一進一退の展開が続きましたが、期の終盤には欧州の信用不安問題に対する懸念が市場で再び高まり、豪ドルは対円でさらに下落し、豪ドルは前期末の水準を下回って期を終えました。

■基準価額と純資産総額の推移 (設定日~2011年7月19日)



※基準価額(分配金再投資)は、ファンドの分配金(1万口当たり、課税前)でファンドを購入(再投資)した場合の信託報酬控除後の価額です。

※ベンチマーク(指数化)は、設定日(2003年8月15日)のベンチマークの値を10,000として指数化しています。上記は過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

【ご参考】債券市場の推移

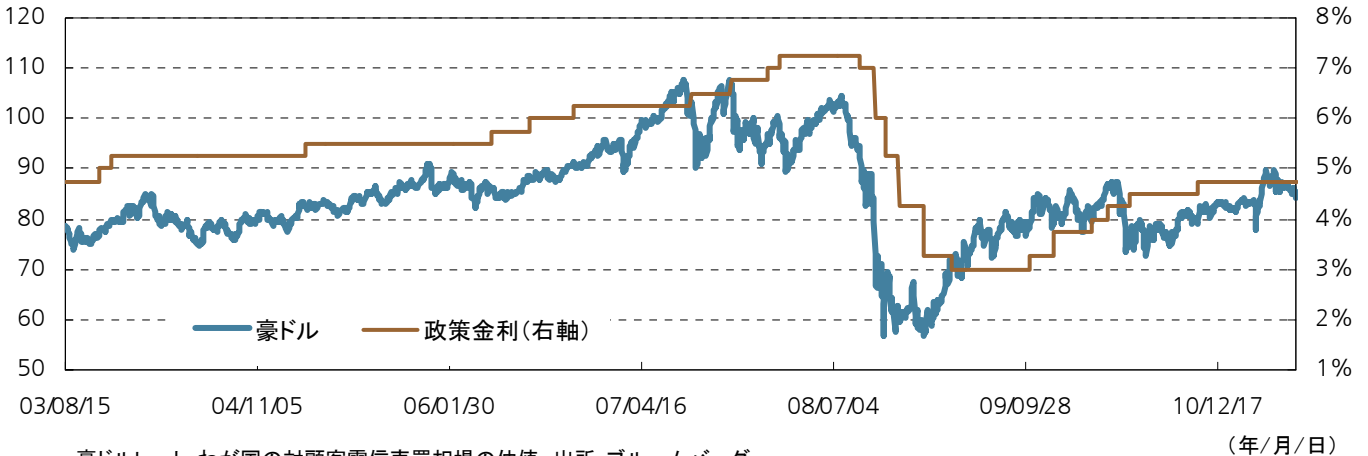
国債利回りの推移(ファンド設定日(2003年8月15日)~2011年7月19日)



各利回り:ブルームバーグ・ジェネリック5年債 出所:ブルームバーグ
 ※上記のデータは過去のものであり、将来の動向を示唆、保証するものではありません。またファンドの運用実績ではありません。ファンドの投資成果を示唆あるいは保証するものでもありません。

【ご参考】為替市場の推移

豪ドルの対円レート、及びオーストラリアの政策金利の推移(ファンド設定日(2003年8月15日)~2011年7月19日)



豪ドルレート:わが国の対顧客電信売買相場の仲値 出所:ブルームバーグ
 ※上記のデータは過去のものであり、将来の動向を示唆、保証するものではありません。またファンドの運用実績ではありません。ファンドの投資成果を示唆あるいは保証するものでもありません。

リップパー・ファンド・アワード・ジャパン



債券型 豪ドル分類 「最優秀ファンド賞」 受賞

債券型 豪ドル分類 の3年、5年、10年の評価期間のうち3年において2009年、2010年と2年連続で「最優秀ファンド賞」を受賞しました。

「リップパー・ファンド・アワードに関する情報は、投資信託の売買を推奨するものではありません。リップパー・ファンド・アワードは、過去のファンドのパフォーマンスを分析したものであり、過去のパフォーマンスは将来の結果を保証するものではないことにご留意ください。評価結果は、リップパーが信頼できると判断した出所からのデータおよび情報に基づいていますが、その正確性、完全性等について保証するものではありません。
 © Thomson Reuters 2010. All rights reserved.

ファンドの特色

1. オーストラリアドル建ての国債、州政府債および国際機関債等に分散投資し、安定した収益の確保および信託財産の成長を目指して運用を行います。
2. 組入国債等の利子・配当収益を中心に、原則として毎月分配を行う方針です。
3. 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
4. 運用は、UBSグローバル・アセット・マネジメント(オーストラリア)リミテッドに委託します。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの主なリスク

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)を受けませんが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。**したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

■ 公社債の価格変動リスク

公社債の価格は、主に金利の変動(金利変動リスク)および発行体の信用力の変化(信用リスク)の影響を受けて変動します。公社債の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。公社債の価格の変動幅は、債券の償還までの残存期間、発行体の信用状況などに左右されます。

■ カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となったりする場合があります。

■ 為替変動リスク

外貨建資産を円貨ベースにした場合、その資産価値は、為替レートの変動により影響を受けることになります。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。したがって、為替の変動に伴い、当ファンドの基準価額も変動します。

■ 流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

その他の留意点

・[分配金に関する留意点]

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。なお、分配金の支払いは純資産総額から行なわれますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

<その他の投資信託に関する一般的なリスク>

- 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が重大な不利益を被る可能性があります。
- 信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、信託財産の減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- 短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を直前の市場実勢から乖離した価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額は下落する要因となり、損失を被ることがあります。
- 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

<投資信託に関する一般的な留意事項>

- 投資信託は預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 投資信託は金融機関の預金とは異なり、元本及び利息の保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
- 金融商品取引業者(従来の証券会社)以外の登録金融機関は、投資者保護基金には加入していません。
- 投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います(販売会社は販売の窓口となります)。
- 投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負います。

「リスク管理体制」については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

お申込メモ

購入単位	購入単位は、販売会社が取り扱うコースに応じて定めるものとします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示、当初元本1口=1円)
購入代金	販売会社の定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が独自に定めるものとします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社でお支払いします。
申込締切時間	販売会社の営業日の午後3時までには受付けたものを当日の申込分とします。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金請求には制限を設ける場合があります。
購入・換金不可日	シドニーの銀行もしくはシドニー先物取引所の休業日またはその他シドニーの債券市場の取引停止日に該当する場合には、購入・換金のお申込みの受け付けは行いません。
購入・換金 申込受付の中止 および取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の購入・換金申込の受け付けを中止することおよびすでに受付けた購入・換金申込の受け付けを取り消す事があります。
信託期間	無期限(2003年8月15日設定)
繰上償還	一部解約により受益権総口数が10億口を下回る事となったとき、信託契約を解約(償還)することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、ファンドが繰上償還となることがあります。
決算日	毎月17日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年12回の毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。(再投資可能)
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。益金不算入制度および配当控除の適用はありません。

ファンドの費用

当ファンドの購入時や保有期間中には以下の費用がかかります。

■ 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に2.10%(税抜2.00%)を上限として販売会社が独自に定める手数料率を乗じて得た額を、販売会社が定める方法により支払うものとします。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対し0.30%の率を乗じて得た額

■ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬) 日々の信託財産の純資産総額に対して年1.05%(税抜年1.00%)の率を乗じて得た額とします。

合計	内訳(年率表示、カッコ内は税抜表示)		
	委託会社	販売会社	受託会社
1.05%	0.49875%	0.49875%	0.05250%
(1.00%)	(0.475%)	(0.475%)	(0.050%)

※運用管理費用(信託報酬)は、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

その他の費用・ 手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・監査報酬として、年105万円を上限(当該上限は契約条件の見直しにより随時変更となる場合があります。)に信託財産より間接的に全受益者にて応分にご負担いただきます。 ※監査報酬として、年105万円を上限とする額が日々信託財産に計上され、原則として毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 ・信託財産に関する租税、組入有価証券の売買委託手数料などが、原則として費用発生の都度、ファンドから支払われます。 ※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。
----------------	---

投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、事前に表示することはできません。

ファンドの関係法人

委託会社	UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社(信託財産の運用の指図等) 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第412号 加入協会:社団法人 投資信託協会、社団法人 日本証券投資顧問業協会、日本証券業協会
投資顧問会社	UBSグローバル・アセット・マネジメント(オーストラリア)リミテッド(ファンドの運用指図の権限の委託先)
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社(信託財産の管理・保管等)

販売会社

商号等	加入協会	加入協会			
		日本証券業協会	社団法人 日本証券投資 顧問業協会	社団法人 金融先物取引 業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社三菱東京UFJ銀行	登録金融機関 関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
株式会社百五銀行	登録金融機関 東海財務局長(登金)第10号	○		○	
百五証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第134号	○			
シティバンク銀行株式会社	登録金融機関 関東財務局長(登金)第623号	○		○	

UBSグループとは

- UBSグループは、スイスを本拠地として、およそ50カ国の世界の主要都市にオフィスを配し、約65,000名の従業員を擁する総合金融機関です。グローバルにプライベート・バンキング、資産運用、投資銀行業務などを展開しています。(2011年3月末現在)
- UBSグローバル・アセット・マネジメント・グループは、UBSグループの資産運用部門として、世界24カ国に約3,800名の従業員を擁し、約51.6兆円の資産を運用するグローバルな資産運用グループです。(2011年3月末現在)
- UBS銀行(UBS AG)の格付けはAa3(ムーディーズ)／A+(S&P)です。(2011年6月末現在)

本資料はUBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社(以下、「弊社」といいます。)がファンドの運用状況に関する情報提供を目的として作成した資料です。本ファンドのご購入に際しては、販売会社より投資信託説明書(交付目論見書)をお渡しますので、必ず内容をご確認の上、お客様ご自身でご判断下さい。本資料に記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。本資料に記載された市場やポートフォリオの見通し等は本資料の作成時点での弊社の見解であり、将来の市場の動向等を保証するものではありません。また、将来、予告無しに変更される場合もあります。騰落率は実際の投資家利回りとは異なります。

© UBS 2011. キーシンボル及びUBSの各標章は、UBSの登録又は未登録商標です。UBSは全ての権利を留保します。